

『もしも』のとき、 年金はあなたの力になります

◆ 年金は老後のためだけでなく、あなたとご家族の今と未来の「もしものとき」に力になります

年金は、事故や病気などで障害を負ってしまったときにももらえる「障害年金」、小さな子どもと家族を残して亡くなってしまう事態に備えた「遺族年金」が受給できます。

障害を負ってしまったときの手続は？ ▶ [詳しくはこちらをご覧ください](#)

小さな子供と家族を残して亡くなってしまったときの手続は？

▶ [詳しくはこちらをご覧ください](#)

公的年金の保障の範囲		
遺族年金	障害年金	老齢年金
		
万が一、死亡した場合に大切なご家族を守る	病気やケガなど所定の理由で働けないときに自分や家族を守る	老後の生活に備える

◆ 収入が少ないときは免除や猶予を利用して障害や死亡に備えられます

保険料の納付が難しい方のために、保険料の免除制度や支払を猶予する猶予制度を用意しております。

▶ [詳しくはこちらをご覧ください](#)



◆ 年金制度は健康診断（財政検証）をして定期的にチェックしています

公的年金制度は5年ごとに『健康診断』（財政検証）を行うなど、将来にわたって制度を安定させる仕組みとなっています。

▶ [詳しくはこちらをご覧ください](#)

◆ 日頃、忙しいあなたでもお近くのコンビニで納付できます！

日本年金機構から送付された納付書があれば、休日や夜中でも、お近くのコンビニで納付することができます。

▶ [詳しくはこちらをご覧ください](#)



「国民年金保険料納付啓発への協力」に関する記者会見

国民年金保険料はコンビニでも払えるということ、年金は老後のためだけのものではないことについて広く知っていただくため、日本フランチャイズチェーン協会に加盟する全国約5万店のコンビニの協力により「さあ、コンビニで国民年金！」というポスターを掲示していただくこととなりました。

▶ [記者会見について厚生労働省のホームページでも紹介されております](#)



2014年5月23日
ANAインターコンチネンタルホテル東京(東京都港区)



「さあ、コンビニで国民年金！」ポスター
(クリックすると拡大)

国民年金納付啓発ポスター掲示イベント

- 高鳥厚生労働大臣政務官と小泉内閣府大臣政務官が、セブンイレブン学習院大学店で保険料納付を呼びかけるポスターを掲示しました。
- 高鳥政務官は、「学生の皆さんにも年金を身近に感じていただきたい、年金はコンビニエンスストアでも納められるということ、また、きちんと納めていただくことで将来の受給権（国民年金保険料を受け取る権利）が発生し受け取ることができることをぜひ理解していただきたい」と話しました。
- 小泉政務官は、「国民年金はいつでもコンビニで払えるという事実を知っていただき、若い世代の年金納付への意識を高めてもらいたい」と話しました。また、遺族年金や障害年金を例にあげ、「年金は老後のためだけではない」と保険料を納めることの重要性を訴えました。



学習院大学ゆるキャラ広報大使

さくまサン
GAKUSHUIN UNIVERSITY
©'12,'13 Gakushuin

コンビニで
保険料を払えば
安心だね！



2014年6月9日
学習院大学内のコンビニエンスストア(東京都豊島区)
(non-no専属モデルの荒井萌さんが取材に来ました)

わたしの世代はどうなの？

世代別ポイントを解説

- ▶ [10代の皆さんへ](#)
- ▶ [20代の皆さんへ](#)
- ▶ [30～40代の皆さんへ](#)
- ▶ [50～60代の皆さんへ](#)
- ▶ [受給者の皆さんへ](#)
- ▶ [公的年金制度とは？](#)